

平成31年10月1日から実施が予定されている消費税率10%への引き上げとともに、低所得者層への税負担を和らげるため、消費税の軽減税率（8%）制度も同時に導入されることになっております。

軽減税率が適用される品目は「飲食料品と新聞」を対象としています。上記のことから、軽減税率を適用する事業者は、レストラン、飲食店、スーパーやコンビニ、新聞販売店が主な対象事業者といえます。

軽減税率制度実施に伴う価格表示方法について、消費税率が異なる税込価格を設定する場合と税込価格を統一する場合の2つのパターンが考え、具体例を関連省庁が連名で公表したので店内飲食とテイクアウト（持ち帰り）の両方を行う場合を例としてご紹介いたします。

異なる税込価格を設定する場合

軽減税率が実施されると、店内飲食は（具体例）標準税率適用のため消費税10%、テイクアウトでは軽減税率適用のため消費税8%と、税率が異なります。

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー	
店内飲食（出前）	
かけそば	770円（756円）
天ぷらそば	990円（972円）
天丼	880円（864円）

両方の税込価格を表示の例〔中小企業庁HPより〕

それに伴い、異なる税込価格を設定する場合は、両方の税込価格を表示するか（それに併せて税抜価格又は消費税額を併記することも可能）、どちらか一方の税込価格を表示するといった方法があります。どちらか一方の税込価格を表示する場合は、景品表示法の関係もあり、店内飲食とテイクアウトでは税率が異なるので、別価格となる旨を店内掲示等により注意喚起を行う必要があります。

税込価格を統一する場合

複数の価格を表示することによるトラブルの防止や、テイクアウトの包装用品等のコストを上乗せするために、テイクアウト等の税抜価格を店内飲食の税抜価格より高く設定し、価格を統一する方法もあります。

例. テイクアウトの税抜価格：102円（8%）→110円（税込価格）

店内飲食の税抜価格：102円（10%）→110円（税込価格）

この場合、「全て軽減税率が適用されます。」といった表示や、消費者に消費税率が同一と誤解させるような表示は、転嫁阻害表示とされ禁止されているのでご注意ください。

販売価格を統一したとしても、消費税率が異なることに変わりがないため、店内に値上げ理由やその旨を掲示したり、従業員へ指導を行うことが大切になります。